

## 議案第 17 号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本会議に報告して承認を求める。

平成 24 年 6 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、公立大学法人鳥取環境大学が定めた料金の上限の認可について、次のとおり専決処分をする。

平成24年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公立大学法人鳥取環境大学が定めた料金の上限の認可について

平成24年4月1日に設立された公立大学法人鳥取環境大学がその業務に関して料金を徴収するに当たり定めた料金の上限について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第1項の規定に基づき、次のとおり認可する。

### 1 授業料、入学料及び検定料

区 分		単 位	上 限 額	
授業料	学部学生及び大学院学生	年額	535,800円	
	研究生	月額	29,700円	
	科目等履修生、委託生、特別聴講学生及び聴講生	1単位	14,800円	
入学料	学部学生及び大学院学生	県内者	1件	188,000円
		県外者	1件	282,000円
	研究生	県内者	1件	56,400円
		県外者	1件	84,600円

	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生	県内者	1件	18,800円
		県外者	1件	28,200円
検定料	学部学生		1件	17,000円
	大学院学生及び編入学、再入学又は転学に係る学部学生		1件	30,000円
	研究生		1件	9,800円
	科目等履修生、委託生及び特別聴講学生		1件	9,800円

※県内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者
- (2) 入学の日の属する月の初日において配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上鳥取県内に住所を有している者
- (3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者

県外者とは、県内者以外の者をいう。

## 2 手数料

区 分	単 位	上 限 額
証明書交付手数料	1件	420円